

公立大学法人滋賀県立大学人権問題委員会規程

平成 18 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 72 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学組織規程第 14 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学人権問題委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 人権問題に関する研修計画の策定および実施に関する事項
- (2) 人権問題に関する教育・啓発に関する事項
- (3) その他人権問題に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副理事長
- (2) 理事長が指名する理事
- (3) 各学部長
- (4) 各学部ごとに教員のうちから 1 人
- (5) 事務局次長
- (6) 事務局長が指名する事務局職員 1 人

2 前項に定める委員のほか、委員長が理事長の了承を得て、必要と認めた者を委員に加えることができる。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 4 号に掲げる委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 2 項に定める委員の任期は、委員長が理事長の了承を得て、別に定める。

(委員長および副委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、副理事長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。
- 4 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、必要に応じ、専門委員会を置くことができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要に応じ、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、事務局総務課および学生・就職支援課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

付 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(第 3 条、第 4 条関係)

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(第 3 条関係)

付 則

この規程は、平成 25 年 9 月 3 日から施行する。(第 3 条関係)

付 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(第 9 条関係)